

上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の 税額算定誤りについて

上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の税額算定方法に誤りがあつたことが判明したので報告する。

1 内容

平成15年に地方税法が一部改正され、特別区民税・都民税の納税通知書送達日以降に確定申告書が提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等は特別区民税・都民税の税額算定に算入できないこととされた。

しかし、特別区民税・都民税の税額は、原則として確定申告書に記載された内容に基づいて算定することから、納税通知書送達後の同配当所得等についても、確定申告書の内容どおりに処理するものと誤って解釈し、特別区民税・都民税の税額算定に算入していた。

2 対象等

(1) 対象

平成17年度から平成30年度までの間に、「特別区民税・都民税の納税通知書の送達後に上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出したもの」のうち、地方税法第17条の5の規定により、「税額の増額」は3年分（平成28年度から平成30年度まで）、「税額の減額」は5年分（平成26年度から平成30年度まで）。

(2) 対象件数及び金額

130件	内訳：税額が増額（追徴）32件	（総額 527,156円）
	税額が減額（還付）74件	（総額1,299,700円）
	内容修正（税額変更なし）24件	

3 対応

(1) 対象の方に、今回の経緯を記載したお詫びの文書とともに、追徴となる場合には正しく算定し直した納税通知書を、また還付となる場合には還付手続に関するお知らせを送付する手続きを進めている。

(2) 平成30年11月7日に報道機関への情報提供を行うと同時に、区ホームページにお詫びのお知らせを掲載した。

4 再発防止策

法改正等の際には、法令等の解釈につき関係機関への確認を確実に行うとともに、日常から職員の専門知識の習熟に努め、適正な事務処理を徹底していく。